

様式12



10-63

3年6月4日

茨城県知事

殿

茨城県猿島郡境町若林 2269-1

医療法人 ^{シアンシニア} 駿仁会 ✓

理事長 大山 奈津子

電話 0280-57-0578

決 算 届

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



様式 2

法人名 医療法人 駿仁会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県猿島郡境町若林2269-1

財 産 目 録
(令和3年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,494,619 千円
2. 負 債 額	444,010 千円
3. 純 資 産 額	1,050,609 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	904,438
B 固 定 資 産	590,181
C 資 産 合 計 (A+B)	1,494,619
D 負 債 合 計	444,010
E 純 資 産 (C-D)	1,050,609

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 駿仁会
所在地 茨城県猿島郡境町若林2269-1

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	904,438	I 流動負債	57,090
現金及び預金	781,396	買掛金	8,419
医療未収	120,623	未払金	25,365
薬品	218	未払費用	8,726
診療材料	337	未払法人税等	12,524
給食材料	133	預かり金	2,035
医療消耗備品	569	仮受金	22
仮払金	27	II 固定負債	386,920
前払費用	1,851	長期借入金	386,920
未収入金	5	負債合計	444,010
徴収不能引当金	△ 723	純資産の部	
II 固定資産	590,181	科目	
1 有形固定資産	578,683	I 基金	441,000
建物	442,078	II 積立金	0
建物付属設備	48,628	利益剰余金	609,609
構築物	3,295	繰越利益剰余金	609,609
医療器械	298		
車両	2,538		
器具備品	3,473		
土地	78,372		
その他の有形固定資産	0		
2 無形固定資産	1,239		
施設利用権	1,239		
ソフトウェア	0		
その他の無形固定資産	0		
3 その他の資産	10,259		
有価証券	10,000		
リサイクル預託金	259		
長期前払費用	0		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	0		
資産合計	1,494,619	純資産合計	1,050,609
		負債・純資産合計	1,494,619

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

事業報告書
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人駿仁会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県猿島郡境町若林 2269 番地 1
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 22 年 2 月 10 日
(4) 設立登記年月日 平成 22 年 2 月 25 日
(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
監事		

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
介護老人保健施設	夢彩の舎	茨城県猿島郡境町若林 2269 番地 1	入所定員 100 床 通所定員 100 名

[別 紙]
様式1

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所 夢彩の舎居宅介護支援事業所	茨城県猿島郡境町若林 269 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年5月23日	令和1年度決算の決定
令和2年12月12日	役員改選の件
令和3年2月15日	管理者変更の件
令和3年3月19日	令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

〔別 紙〕
様式1

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

- 注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人駿仁会

理事長 大山奈津子 殿

私は、医療法人駿仁会の 令和2年度会計年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

3

令和2年5月22日

医療法人駿仁会

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。